

令和 4 (2022) 年度
製造工程脱炭素化促進モデル創出
補助金
(二次募集)

事業計画募集案内

栃木県産業労働観光部工業振興課

栃木県では、県内ものづくり中小企業者等が行う製品製造時の温室効果ガス排出量削減に向けた脱炭素化モデルを創出し、県内企業の脱炭素化を促進するため、県工業振興課が実施する「製造工程脱炭素化促進アドバイザー派遣事業」にて派遣決定を受けた企業を対象とした「製造工程脱炭素化促進モデル創出補助金（2次募集）」事業を実施します。

つきましては、令和4(2022)年度の事業計画について次のとおり募集します。

なお、応募された事業計画は厳正な審査を行い、その結果、採択された事業計画が補助金の交付対象となります。

1 募集期間

令和4(2022)年11月28日(月)～12月5日(月)※17:00必着

2 募集する事業計画

補助対象事業	県内ものづくり中小企業者等が行う製品製造時の温室効果ガス排出量削減に向けた取組	
補助対象者	県工業振興課が実施する「製造工程脱炭素化促進アドバイザー派遣事業」にて派遣決定を受けた企業のうち、製品製造時の温室効果ガス排出量削減に向けた取組を行う県内中小企業者等(ただし、みなし大企業は除く)	
	経費区分	内 容
補助対象費	1 設計に要する経費 2 機械装置又は工具器具の購入、試作、改良、据え付け、借用又は修繕に要する経費 3 工事に要する経費	<p>機械装置の製作・設置の設計及び製造ラインの再設計等に要する経費</p> <p>(1)「機械装置費」とは、次のものをいう。 ア 本事業に必要な機械装置(測定、分析、解析、評価等を行う機械装置を含む)又は自社により機械装置を製作する場合の部品又は工具器具(補助対象経費で単価50万円以上のもの)の購入に要する経費。 イ 本事業に必要な機械装置又は工具器具(補助対象経費で単価50万円以上のもの)の試作、改良、据付け、修繕の外注に要する経費。 ウ 本事業に必要な機械装置又は工具器具の借用に要する経費。 (2)「工具器具費」とは、補助対象経費で単価50万円未満の次のものをいう。 ア 本事業に必要な機械装置等の製作をするための工具器具の購入に要する経費。 イ 工具器具の試作、改良、据え付け、修繕に要する経費。</p> <p>機械の製作・設置及び製造ラインの改修に付帯する電気工事、レイアウト変更等に要する経費 ※定着性を有しない等軽微なものに限る。 なお、機械設備の設置場所の整備工事や基礎工事を伴う建物等の建設費は計上できません。 ※補助事業期間内で完了するものに限る。</p>

	経費区分	内 容			
補助対象 経 費	4 調査・分析・指導に要する経費	製品製造時の温室効果ガス排出量削減等を行うに当たって、更なる削減効果の向上のために外部からの調査、分析及び指導を必要とする場合に要する経費			
	5 実証実験の委託に要する経費	本事業により設置した設備等を、実際の現場や試験機関等で使用し、温室効果ガス排出量削減効果等検証を行う外部委託(謝金等含む)に要する経費			
	6 1から5までに掲げるもののほか、知事が特に必要と認める経費	上記に掲げる経費以外で、製品の測定、分析、解析、試験、プログラム作成の委託、システムの導入等に要する経費			
補助金額	1,000万円以内	補助率	1/2以内	補助期間	令和4(2022)年度内

3 事業日程（予定）

令和4(2022)年11月28日(月)～12月5日(月)	募集
12月中旬	審査(書類及びヒアリングによる審査)
12月中旬～下旬	採択、説明会、交付申請、交付決定・事業開始
令和5(2023)年2月下旬	事業終了、実績報告書提出
3月	完了検査、補助金支払

※補助金の支払は、事業終了後になります。

4 留意事項

- モデルを創出することを目的とした補助金のため、補助事業の実施結果の横展開を図るため、県が行う成果発表会や見学会等に協力をお願いします。
- 1企業1申請までとさせていただきます。
- 補助対象経費に係る消費税及び地方消費税は、補助対象経費となりません。
- 他の補助事業に申請中の事業計画であっても本補助事業に申請することは可能ですが、一方の補助事業が採択となった場合には、どちらか一方の補助事業について申請を取り下げていただくことになります。(同一事業の補助対象経費を他の補助金と重複して補助対象とすることはできません。)
- 補助対象となる物件については、使用目的等の制限があります。
- 採択時には、企業名、代表者名、所在地、取組概要は公表となります。
- 補助金の採択に当たっては、予算の都合等により減額となる場合があります。
- 補助事業終了後、企業化状況報告書等により、5年間事業の実施結果等を報告していただきます。

5 提出書類

- (1) 事業計画書(実施要領様式第1)
- (2) 補助事業計画書(交付要領様式第2)
- (3) 補助事業内容説明書(交付要領様式第3)
- (4) 指導受入計画書(交付要領様式第4)
- (5) 直近の2年間の決算報告書の写し
- (6) 見積書等

※取得価格が50万円以上の機械等のみ提出してください。

6 書類提出先・問い合わせ先

- 応募にあたっては工業振興課との事前相談が必要となりますので、下記問い合わせ先までご連絡ください。
- 所定の提出書類を作成の上、工業振興課までメールにて提出(12月5日(月)17:00必着)してください。提出書類はコピーをとり、控えを1部保管してください。
- 計画書の記載方法やその他ご不明の点は、工業振興課までお問い合わせください。

栃木県産業労働観光部工業振興課
ものづくり企業支援室
〒320-8501 宇都宮市塙田1-1-20
(県庁本館 6F 南側)
TEL:028(623)3249／FAX:028(623)3945

上記(1)～(4)の様式については、下記のホームページからダウンロードして作成してください。
また、記載例もダウンロードできますので、記載例に従って記載してください。
○県ホームページ URL
http://www.pref.tochigi.lg.jp/f02/r4_seizoukouteidatutannsokahozyokin.html